

# 浄化槽保守点検等を装った悪質商法に係る注意喚起情報

## 1 悪質商法事例

- ①「浄化槽を見に来た」などと保守点検業者を装い、勝手に点検し、薬剤の補充等の調整・修理を行いその代金を請求する。
- ②「保健所と共に後日検査に来るが、料金は前納」と説明し、その料金を請求する。

## 2 その他情報

- ①浄化槽の保守点検や清掃には県や市町村の許可が必要だがこの業者は取得していない。
- ②消毒剤のようなものを補充し、2,000円～44,000円程度を請求する。低額の場合、被害に遭ったという認識がない場合もある。  
領収書を発行している時もあるが、会社名や住所等は架空である。
- ③リフォーム会社を名乗る場合がある。

**※ 県内全域において、被害情報が寄せられています。  
ご注意ください。**